

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく 希少野生動植物種の捕獲・採取等の許可基準について

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例第51条第3項第5号の規定による捕獲・採取等の許可にあつては、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。

- (1) 捕獲・採取等の目的が教育の目的、希少野生動植物種の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的その他希少野生動植物種の保護に資すると認められる目的に適合しないこと。
- (2) 捕獲・採取等によって希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがあること。
- (3) 捕獲・採取等をする者が適当な飼養栽培施設を有していないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。